

| 産業廃棄物の種類 | 施設 | 基準 |
|--|--|--|
| 汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ヒ (シマジン) | 〔水濁法令別表1〕 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 | (汚泥の場合) ・シマジン 0.03 (廃酸、廃アルカリの場合) ・シマジン 0.3 |
| 処分するために処理したもの | (廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合) | ・シマジン 0.3 ・シマジン 0.03 |
| 汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号モ (チオベンカルブ) | 〔水濁法令別表1〕 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 | (汚泥の場合) ・チオベンカルブ 0.2 (廃酸、廃アルカリの場合) ・チオベンカルブ 2 |
| 処分するために処理したもの | (廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合) | ・チオベンカルブ 2 ・チオベンカルブ 0.2 |
| 汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号セ (ベンゼン) | 〔水濁法令別表1〕 ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23リ パルプ、紙、紙加工品の製造業セロハン製膜施設 ・23ル パルプ、紙、紙加工品の製造業廃ガス洗浄施設 ・29イ コールタール製品製造業ベンゼン類硫酸洗浄施設 ・29ロ コールタール製品製造業静置分離器 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ス 合成樹脂製造業湿式集じん施設 ・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・34ホ スチレンブタジエンゴム、ニトリルブタジエンゴム、又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち静置分離器 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37ホ 前6号以外の石油化学工業アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸、トリレンジアミン製造施設のうち蒸留施設 ・37ヘ 前6号以外の石油化学工業アルキルベンゼン製造施設のうち酸、アルカリによる処理施設 ・37ト 前6号以外の石油化学工業イソプロピルア | (汚泥の場合) ・ベンゼン 0.1 (廃酸、廃アルカリの場合) ・ベンゼン 1 |

| 産業廃棄物の種類 | 施設 | 基準 |
|---|--|--|
| | <p>ルコール製造施設のうち蒸留施設及び硫酸濃縮施設 ・37ヌ 前6号以外の石油化学工業シクロヘキサノン製造施設のうち酸、アルカリによる処理施設 ・37ヲ 前6号以外の石油化学工業ノルマルパラフィン製造施設のうち酸、アルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41イ 香料製造業洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51イ 石油精製業脱塩施設 ・51ロ 石油精製業原油常圧蒸留施設 ・51ハ 石油精製業脱硫施設 ・51ニ 石油精製業揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・61イ 鉄鋼業タール及びガス液分離施設 ・61ロ 鉄鋼業ガス冷却洗浄施設 ・64イ ガス供給業、コークス製造業タール及びガス液分離施設 ・64ロ ガス供給業、コークス製造業ガス冷却洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油製品製造業蒸留施設（ベンゼンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（ベンゼンの回収を行うものに限る） ・ベンゼンによる廃油表面処理施設 | |
| <p>処分するために処理したもの</p> | <p>（廃酸、廃アルカリの場合） （廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p> | <p>・ベンゼン 1 ・ベンゼン 0.1</p> |
| <p>汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ス（セレン又はその化合物）</p> | <p>〔水濁法令別表1〕 ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無機顔料製造業ろ過施設 ・26ハ 無機顔料製造業カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機 ・26ホ 無機顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 前2号以外の無機化学工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 前2号以外の無機化学工業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 前2号以外の無機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 前2号以外の無機化学工業製品製造業湿式集じん施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53イ ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設 ・53ロ ガラス、ガラス製品</p> | <p>（汚泥の場合） ・セレン又はその化合物 0.3 （廃酸、廃アルカリの場合） ・セレン又はその化合物 1</p> |

| 産業廃棄物の種類 | 施設 | 基準 |
|--|---|----------------------------------|
| | 製造業廃ガス洗浄施設 ・58イ 窯業原料精製業水洗式破碎施設 ・58ロ 窯業原料精製業水洗式分別施設 ・58ハ 窯業原料精製業酸処理施設 ・58ニ 窯業原料精製業脱水施設 ・62イ 非鉄金属製造業還元そう ・62ロ 非鉄金属製造業電解施設 ・62ホ 非鉄金属製造業廃ガス洗浄施設 ・62ヘ 非鉄金属製造業湿式集じん施設 ・63ホ 金属製品製造業、機械器具製造業廃ガス洗浄施設 ・65 酸又はアルカリによる表面処理施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 | |
| 処分するために処理したもの | (廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合) | ・セレン又はその化合物 1 ・セレン又はその化合物 0.3 |
| 汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号 (ダイオキシン類を含むもの) | [ダイオキシン類特措法令別表2] ・1 硫酸パルプ又は亜硫酸パルプ製造の塩素又は塩素化合物漂白施設 ・2 カーバイト法アセチレン洗浄施設 ・3 硫酸カリウム製造施設のうち廃ガス洗浄施設 ・4 アルミナ繊維製造施設のうち廃ガス洗浄施設 ・5 塩化ビニルモノマー製造二塩化エチレン洗浄施設 ・6 カプロラクタム製造施設のうち硫酸濃縮施設等 ・7 クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち水洗浄施設等 ・8 ジオキサジンバイオレット製造施設のうちニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設等 ・9 アルミニウム又はその合金製造焙焼炉等の発生ガス処理施設のうち廃ガス洗浄施設等 ・10 亜鉛回収施設のうち精製施設等 ・11 廃棄物焼却炉(火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が50kg/h以上のもの)のうち廃ガス洗浄施設等 ・12 廃PCB等又はPCB処理物分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設又は分離施設 | ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g |
| 処分するために処理したもの | | ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g |
| ばいじん 令第2条の4第6号 | 輸入された廃棄物の焼却施設(処理能力が200kg/h以上又は火格子面積が2㎡以上の焼却施設に限る)において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したものの処理施設 | ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g |
| ばいじん、燃え殻 令第2条の4第7号 (ダイオキシン類) | 政令別表第3の14の項に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの処理施設 | ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g |
| 処分するために処理したもの | | ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g |
| 汚泥 令第2条の4第8号 (ダイオキシン類) | 政令別表第3の14の項に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したものの処理施設 | ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g |
| 処分するために処理したもの | | ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g |

| 産業廃棄物の種類 | 施設 | 基準 |
|--|----|---------------------|
| ばいじん (輸入された廃棄物であるものに限る) 令第2条の4第9号 | | 集じん施設により集められたもの |
| 燃え殻 令第2条の4第10号 (ダイオキシン類) (輸入された廃棄物であるものに限る) | | ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g |
| 汚泥 令第2条の4第11号 (ダイオキシン類) (輸入された廃棄物であるものに限る) | | ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g |